

事前審査型条件付一般競争入札(郵便入札)の実施について(公告)

生駒市において発注する下記の業務については、事前審査型条件付一般競争入札に付することとしたので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和7年10月6日

生駒市長 小紫 雅史

記

入札公告第07企-1号

第1 入札に付する事項

- (1)契約件名 ふるさと生駒応援寄附事業支援サービス業務委託
- (2)場 所 別紙仕様書による
- (3)契約期間 契約の日から令和11年3月31日まで
- (4)業務概要 別紙仕様書による
- (5)予定価格 事後公表
- (6)最低制限価格 設定なし
- (7)入札保証金 免除

第2 入札に参加するために必要な資格

1 公告日現在から入札(開札)日まで生駒市物品・委託業務入札等心得書に示す入札参加資格を満たすとともに、生駒市から入札参加停止を受けていないことのほか次に示す条件を満たすものとします。

- (1)公告日において、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度における認証を取得している者
 - (2)公告日から過去3年間に於いて、自治体における本業務と類似業務契約の実績を有している者
 - (3)国税及び市税を滞納していない者
 - (4)次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - ウ 役員等が暴力団員であると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者
 - オ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ※「役員等」とは、法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。

第3 入札参加資格の確認の申請(事前審査)

この入札に参加を希望する者は、第2に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり書類を各1部提出しなければならない。

ただし、本市の「令和7年度物品・委託業務業者登録一覧表」に登録のある者については、提出書類の内、エ、

オ、カ、キを省略することができる。

なお、提出期限までに申請書及び確認資料を提出しない者、又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。

(1)提出書類

ア 事前審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)

イ 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度における認証を取得していることが確認できるもの

ウ 契約履行実績調書(様式第2号)及び契約実績に関する契約書の写し

エ 誓約書(暴力団排除関係)(様式第3号)

オ 商業登記簿謄本又は現在事項証明書(履歴事項証明書でも可)の写し

※申請書提出時前3ヶ月以内のものに限ります。

カ 納税証明書の写し※申請書提出時前3ヶ月以内のものに限ります。

○市内業者の方

①最新の事業年度の法人市民税の納税証明書の写し

※生駒市内に事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は、「法人開設届」の写しを提出してください。

②最新の事業年度の納税証明書その3の3(「法人税」及び「消費税及地方消費税」)の写し

※生駒市内に事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は、「法人設立届出書」の写しを提出してください。

○市外業者の方

最新の事業年度の納税証明書その3の3(「法人税」及び「消費税及地方消費税」)の写し

※事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は、「法人設立届出書」の写しを提出してください。

キ 委任状(本社から委任する場合)(任意様式)

(2)提出方法・期限

上記提出書類を令和7年10月22日(水)までに到着するように、封筒に入れ(別紙入札書等郵送用封筒記載例のとおり)、一般書留郵便又は簡易書留郵便いずれかの方法により、生駒郵便局へ局留扱いで郵送してください。

なお、局留の期間は、郵便局に到着した日の翌日から起算して10日間となっておりますので、上記提出日の10日前に到達することがないようにご注意ください。

入札担当職員は入札(開札)日に生駒郵便局に封筒を受領しに行くため、上記提出日の10日前に生駒郵便局に到達し、差出人に返送された場合は、事前審査が行えず、入札に参加することができません。

(3)入札参加資格の確認

申請者には、令和7年10月23日(木)までに、次に掲げる事項を記載した事前審査型条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書(以下「結果通知書」という。)をFAXにより通知する。

なお、通知期限の翌日において、通知がない場合は、生駒市役所企画政策課に確認をすること。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(4)その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担となる。

イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

第4 設計図書等の閲覧

契約の条件を示す設計図書等を、公告の日から次のとおり生駒市役所3階市政情報コーナーで閲覧に供します。

※設計図書等は生駒市公式ホームページからもダウンロードできます。

閲覧日時 令和7年10月6日(月)～ 入札(開札)日の前日(本市の休日は除く。)

午前9時00分～午後4時30分

閲覧場所 生駒市役所3階市政情報コーナー

第5 質問回答に関する事項

質問の日時・方法 契約主要事項説明書をご覧ください。

※注意事項 『質問書』を使用してください。(生駒市役所企画政策課の窓口で入手するか、生駒市公式ホームページからダウンロードしてください。)

※指定する日時、方法以外の質問書には回答は行いません。

回答の日時・方法 契約主要事項説明書をご覧ください。生駒市役所3階市政情報コーナー及び生駒市公式ホームページにて質問内容とともに閲覧に供します。

第6 入札書の郵送方法

入札者は、次に掲げる書類を入札(開札)日の前日までに到着するように、封筒に入れ(別紙入札書郵送用封筒記載例のとおり)、一般書留郵便又は簡易書留郵便いずれかの方法により、生駒郵便局へ局留扱いで郵送してください。郵送にかかる費用は入札者の負担とします。

※特定記録郵便での郵送は、無効となります。

○ 入札書(指定様式)

・各種様式は企画政策課の窓口で入手するか、生駒市公式ホームページからダウンロードしてください。

※ **指定した郵送方法以外の提出や必要な書類が添付されていない入札書は無効となります。**

(その他無効となる入札書は、生駒市物品・委託業務等事後審査型条件付一般競争入札実施要領及び生駒市物品・委託業務入札等心得書をご覧ください。)

入札書の生駒郵便局への到達期限 令和7年10月29日(水)

なお、局留の期間は、郵便局に到着した日の翌日から起算して 10 日間となっておりますので、下記入札(開札)日の 10 日前に到達することがないようご注意ください。

入札担当職員は入札(開札)日に生駒郵便局に封筒を受領しに行くため、入札(開札)日の 10 日前に生駒郵便局に到達し、差出人に返送された場合は、入札に参加することができません。

第7 入札(開札)の日時、場所、傍聴方法及び落札者の決定

入札(開札)日時 令和7年10月30日(木)午後2時

入札(開札)場所 生駒市役所 3階302会議室(入札室)

(1)開札の傍聴を希望される方は、「生駒市建設工事等入札傍聴実施要領」の規定に基づき、開札日の午前9時から午後1時30分までの間に生駒市役所4階企画政策課窓口で申し込みをしてください。

なお、傍聴は申込み先着順とし、入札(開札)日につき定員(10 名)になり次第締め切ります。

また、入札者(代表者)が傍聴の申込みをした場合、開札立会人を依頼する場合があります。
(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

第8 その他

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- (1) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。))に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。))において、生駒市が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を生駒市に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

この公告に定めのない事項は、『生駒市物品・委託業務等事後審査型条件付一般競争入札実施要領』及び『生駒市物品・委託業務入札等心得書』に従います。

問合せ先: 生駒市役所企画政策課 0743-74-1111(内線4170)、生駒市公式ホームページアドレス <https://www.city.ikoma.lg.jp/>